

くれこく

国土交通省
 広島国道事務所
 呉国道出張所
 呉市広本町
 1丁目5-33

TEL 0823-73-4798
 FAX 0823-73-9414

道路の禁止行為について

道路上では次のようなことはしてはいけないことになっています。

(道路法43条)

立て看板や土砂を置かないで
 車や自転車を置かないようにしてください



道路の占用について

道路上に看板や日除けなどを出す場合、道路管理者の許可が必要です。

(道路法32条)



承認工事について

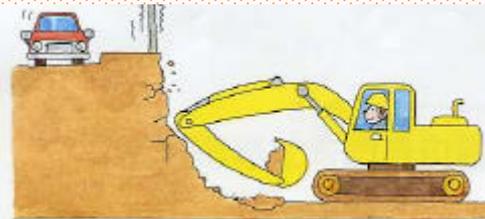
車両乗り入れのための歩道の切り下げ又は、ガードレールの撤去工事、法面埋立工事など、道路に関する工事を行うときは、道路管理者の承認が必要です。

(道路法24条)



道路隣接地での工事について

道路の隣接地で掘削工事などを実施すると、道路の構造に影響を及ぼす恐れがありますので、事前に相談してください。



ガザニアンクインが咲きました!

休山新道阿賀坑口、長迫坑口のガザニアンクインが咲きました。

ガザニアンクインは常緑性・常花性にとみ、雑草抑制にも優れていますので、一年中花と緑にあふれた美空間を創造してくれています。

オレンジ色、黄色の花が群生して咲いている様子はとてもかわいらしいですよ。



呉市長迫地区

H16.5.31現在

裏面もご覧下さい

「協力をお願い致します。」

ルールとマナーを守って快適な道路に

道路は子供や老人、そして車椅子を利用する人も通ります。歩道には通行の妨げにならないよう、看板、工事を行うときは道路管理者の承認や許可が必要となります。また、道路で工事を行うときは、道路空間を育てていきます。

